

売 払 物 件 に つ い て

売払いの条件となりますので、必ずお読みください。

□ 契約の目的

売払物件（以下「物件」と言います。）は、原則、都市計画法及び建築基準法上の用途地域の制限に従った用途を想定した売買契約とし、これを契約の目的とします。また、別途契約条件に用途指定がある場合は、前述の考え方と合わせてその条件も契約の目的とします。

□ 地下埋設物について

- ・ 物件は原則、地歴調査による地下埋設物の存在の推定確認を行い、地下埋設物の存在が疑わしい物件については試掘等の調査を行っています。地下埋設物が存在する場合、物件調書に当該調査結果を記載しています。

- ・ 物件によっては、地中に自然石等が散見、あるいはまとまって存在する場合がありますが、自然石の撤去及び売買代金からの撤去費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

- ・ 物件によっては、湧水が出る場合がありますが、湧水の処理及び売買代金から湧水処理費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応しません。

□ 測量及び、境界立ち合い（筆界確認書）について

- ・ 物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現況測量を行い、境界標の存在を確認しています。ただし、確定測量は行っていません。

- ・ 現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面（法務局備え付けの地積測量図、又は区画整理換地図等）を比較した結果、境界点間距離及び面積は、全て不動産登記規則第10条第4項の許容誤差の範囲内にあります。このため、隣接地権者との筆界確認書は、原則として取り交わしていません。

□ 水害ハザードマップ等の情報について

- ・ 物件は全て、所在地若しくは物件が所在する町について、「横浜市行政地図情報提供システム」における「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」並びに横浜市ホームページ「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害の情報を確認しています。本情報の記載がない（浸水想定区域外もしくは過去の災害履歴（浸水）の該当がない）物件についても、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水被害を被る可能性がありますので御注意ください。

- ・ 記載している地域防災拠点は「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」による情報です。

- ・ 物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市防災・危機管理統括本部緊急対策課がホームページ上で公表している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）。なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

□ 一般事項について

- ・ 物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現状での売買及び引渡しとなります。買受に当っては、物件調書を御覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況を御確認ください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

最低売却価格は、一般事項及び物件調書の内容を考慮して、算定しています。一般事項及び物件調書の内容については、売買代金からの減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

建物の建築を含む土地利用について、都市計画法、建築基準法、条例その他の法令等により課される制限や条件及び電気、ガス、水道等の供給処理施設の整備等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

特に、開発行為を計画している場合や個人が自宅等の建築を目的に入札に参加される場合は、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

- ・ 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵、U字溝、柵等の工作物が設置されていますが、これらの工作物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、これらの工作物の図面等はありません。
- ・ 物件によっては、敷地内及び隣接地に傾斜地が含まれていたり、擁壁、地下車庫、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の構造物が築造されていますが、経年劣化による影響については確認しておらず、ひび、破損、エフロレッセンス（石灰質の析出）及び亀裂等が見られる場合もあります。また、隣接地の水抜き穴から排水が流れ込んでいる場合があります。これら傾斜地や構造物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、擁壁や地下車庫等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書、その他の図面等はありませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審査機関等へお問合せください。
- ・ 物件及び隣接地の崖（がけ）等による敷地の安全措置に関する制限や条件については、特に御注意ください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀、樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再築造等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、修繕、改修、撤去、再築造、移設等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 歩道の切下げ等の道路自費工事については、管理者にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。ごみ、ガラ及び碎石等の残置物除去についても同様です。
- ・ 土壌汚染については、物件調書に特段の記載のない限り、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。
- ・ 地盤に関する調査は行っていません。地盤の改良や補強について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 分筆・地積更正等の登記の可否に関する確認は行っていません。

- ・物件の敷地内に、既に滅失した建物登記が残っていることが判明した場合、当該建物を横浜市が所有していた場合等を除き、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・物件のフェンスが南京錠により施錠されている場合、原則として物件引渡時（代金全額お支払時）に南京錠の鍵を一時貸与します。物件引渡後、速やかに買受人が管理する南京錠等に交換し、既存の南京錠は貸与した鍵とともに横浜市に返還していただきます。

□ 各物件の詳細については、物件調書に記載しています。

（主な項目の見方）

所在地欄には、物件の筆頭地番を記載しています。

住居表示欄には、物件が位置する地域に住居表示が実施されている場合、その街区番号までを記載しています。

内訳、面積欄の記載内容は次のとおりです。

「公簿面積」 不動産登記記録上の地積を記載しています。

「現況測量面積」 現況測量の地積を記載しています（P. 23 参照）。

「地積測量図面積」 法務局備え付けの地積測量図による地積を記載しています。

道路と敷地の関係欄には、物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

法令に基づく制限欄

都市計画法・建築基準法欄には都市計画法・建築基準法に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は担当の窓口へお問合せください。

本市WEBページ「建築・宅地に関する一般相談・窓口案内、不動産調査（重要事項説明等）」参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20140401121655.html>

- ・建築基準法第22条の規定による区域指定は横浜市一円です（昭和26年10月告示第132号）が、「防火地域」「準防火地域」では適用されません。
- ・日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）は、建築基準法第56条の2第1項及び横浜市建築基準条例第4条の4により制限対象となる地域・区域を指定し、規制対象となる建築物及び規制時間を定めています。

その他の制限欄には、都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は所管課へお問合せください。

- ・宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域に位置する物件における切土・盛土等の宅地造成行為に当たっては、横浜市長の許可が必要となる場合があります。
- ・「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等を実施する場合は、事前に届出等を行う必要があります。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、教育委員会事務局生涯学習文化財課（045-671-3284）と協議をお願いします。また、土木工事等の計画にあたっては、事前に必ず同課へお問合せください。
- ・緑化地域では、敷地面積500㎡以上から緑化率の規制の対象となります。
- ・駐車場条例の附置義務区域において、一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変

更する場合、駐車場の設置が義務付けられます。また、附置義務区域は、「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の大きく2つに分けられ、設置台数等に関する基準は、各々異なります。なお、建築基準法の確認申請前に条例の届出が必要となります。

- ※ 法令に基づく制限欄の事項は、横浜市まちづくり地図情報提供システム（iマッピー）を基に、区域・地域等に指定されているものを記載しております。詳細については、所管課へお問合せください。

また、物件の個別条件によっては建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令等の定めにより、建ぺい率・容積率をはじめ、別途制限や条件が課される場合があります。その他に、建築計画の内容によっては、街づくり協議指針等により、別途制限が課される場合があります。

なお、都市計画決定内容は募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

私道の負担等に関する事項欄には、私道の負担又はセットバック等の有無、その内容について記載しています。

供給処理施設の状況欄の記載内容は次のとおりです。

- ・それぞれの設置者及び管理者が保有する台帳等に基づいて記載していますが、現地の状況と一致していない場合があります。詳細につきましては、それぞれの設置者及び管理者へお問合せください。
- ・施設の種類

「有」	物件の敷地内に引込管、電線、柵等が整備済みであることを示しています。ただし、引込管、電線、柵等の劣化や、使用が可能であるか否かの調査は行っていません。経年劣化等により設備が現状のままで使用できない場合があります。
「可」	物件の前面道路に配管等が整備済みであることを示しています。物件内への引き込みには別途工事が必要です。
「無」	前面道路に配管等がありません。

- ・整備、補修、再整備及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。

公共施設等欄には、物件が属する区役所及び横浜市立の小・中学校の方角・直線距離を記載しています。（距離は目安です。）

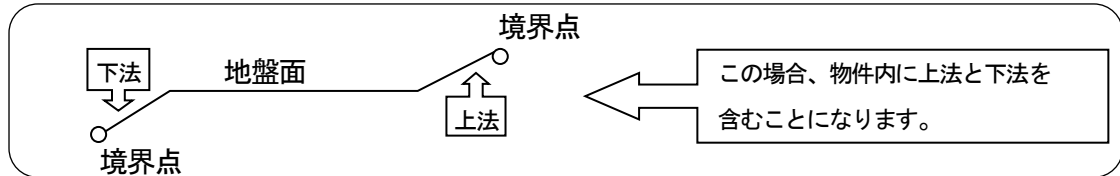
- ・横浜市立の小・中学校については、最短距離の学校ではなく、当該地の通学区域に指定されている学校を記載しています。
- ・通学区域は変更になる場合がありますので、その都度御確認ください。なお、小・中学校の記載については、教育委員会事務局WEBページの小中学校等・通学区域制度の情報を基にしております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukuiki/gakku.html>

留意事項欄では、上記項目等の詳細、売払物件の状況、工作物・構造物、隣接地の状況及び売買契約の特記事項等、御留意いただきたい点について記載しております。

- ・物件内に法（のり）を含んでいる場合、物件の地盤面に対して下の部分を「下法（したのり）」、上の部分を「上法（うわのり）」と記載しています。

（上法、下法の位置関係）



案内図は、現地までの略図です。

交通機関欄の（道路距離）とは、直線距離ではなく、駅などの交通機関施設から物件まで道路に沿って測定した距離のことです。

- ・徒歩所要時間は、80mを1分として換算しています。
- ・公共交通機関は調査時点のものであり、変更されている場合があります。

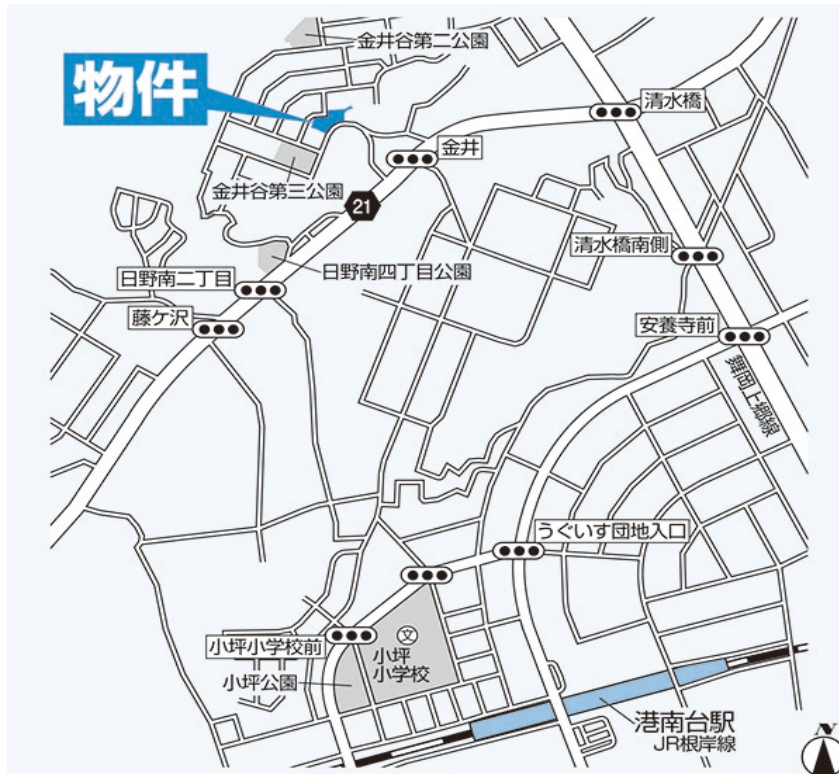
現況図は、土地の面積・形状、境界標の点間距離、構造物及び工作物等の位置を図面に表した参考図です。

※なお、現地確認の際は、近隣の御迷惑にならないよう御配慮くださいますようお願いいたします。

物 件 調 書

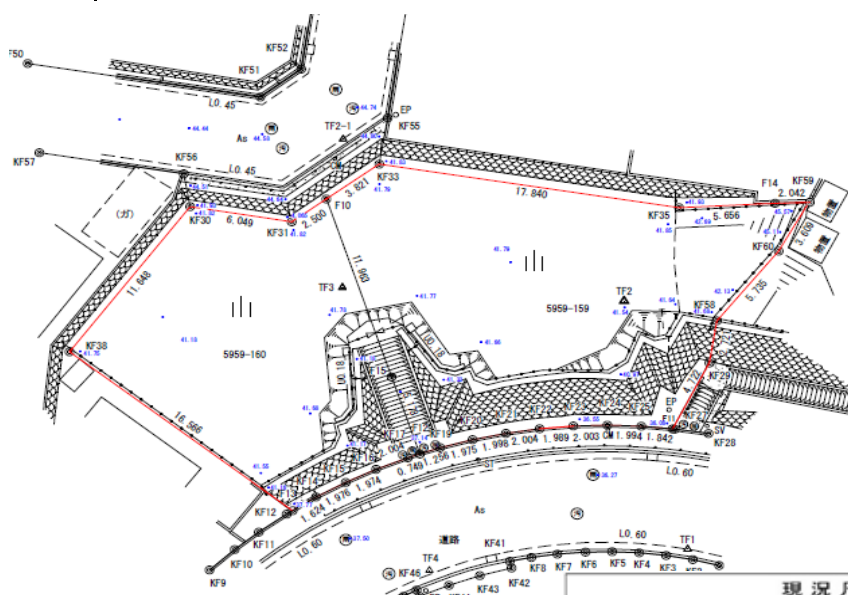
物件番号 2884				最低売却価格		3,633万円	
所在地		横浜市港南区日野九丁目5 9 5 9 番 1 5 9 外 1 筆					
住居表示		-					
内 訳、面積		地 番		地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積	
		5 9 5 9 番 1 5 9		宅 地	3 3 6 . 5 5 m ²	-	
		5 9 5 9 番 1 6 0		宅 地	2 3 9 . 9 9 m ²	-	
		合計（2筆）		※1	5 7 6 . 5 4 m ²	-	
道路と敷地の関係		南東側で幅員約8.0mの舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）に接道、北西側幅員5.5m（建築基準法第42条第1項第1号道路）には非接道。					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域区分		市街化区域		用途地域	第1種低層住居専用地域
		建 ぺ い 率		4 0 %		容 積 率	8 0 %
		外壁後退距離	前面道路から1m	敷地面積最低限度	1 8 0 m ² （※2）	防火・準防火地域等	建築基準法第22条による区域
		(軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物) 1.5m/3h/2h、建築物の高さの限度…10m					
	その他の制限	宅地造成工事規制区域(旧宅地造成等規制法)、宅地造成等工事規制区域(全市域) 景観計画(全市域)					
		建築物再生可能エネルギー利用促進区域(市全域) 密集市街地における地震火災対策計画（対策地域					
		緑化地域（緑化率：10%）／建築敷地面積500m ² 以上が対象					
日野九丁目建築協定（※2）							
私道の負担等に関する事項		負担等の有無		無	負担等の内容	—	
供給処理 施設の状況		施設の種類		状 況			事 業 所 等
		電 気	有	地上配線、敷地内電柱、支線2本引込有			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001
		上水道	有	南側道路150mm、北西側道路50mm管、宅内25mm管引込済			横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085
		下水道	有	下水管敷設有り（南東側道路：合流雨水1,000mm、汚水250mm、北西側前面道路：分流雨水300mm、分流汚水250mm）、敷地内樹確認済			横浜市港南区港南土木事務所 045-843-3711
		都市ガス	有	南東側道路配管150mm、北西側道路配管50mm、宅内25mm管引込済			東京ガス開客様センター 0570-002211
公 共 施 設 等		港南区役所		横浜市立日野小学校		横浜市立日野南中学校	
		物件の北東方 約2.6km		物件の北東方 約0.8km		物件の南西方 約1.0km	
留 意 事 項		本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.23)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。					
		※1 本物件は公簿面積により売却します。					
		※2 本物件は「日野九丁目建築協定」区域内に位置しています。同協定により、建築物の用途の制限のほか、敷地面積の最低限度(180m ² 以上)、壁面の位置及び擁壁の形状等について基準が定められています。詳細については横浜市都市整備局地域まちづくり課(045-671-2667)にご確認ください。					
		・本物件は周辺一帯の開発許可(許可番号:第59開612号、許可年月日:昭和60年1月29日、検査済証交付年月日:昭和60年5月10日(第1工区)、昭和60年10月17日(第2工区)、完了公告年月日:昭和62年3月14日第111号)及び宅造許可(許可番号:第59規643号、許可年月日:昭和60年1月29日)を得て開発・造成された画地です。					
		・本物件は南東側で幅員約8.0mの舗装市道に接道する、不整形の一方路地(中間画地)です。					
		・物件の隣接地及び道路からの高低差・地勢は下記のとおりです。 北側道路より3m低い(擁壁約2m+法地、コンクリートブロック約1m)。 北西側隣接地より約2～3m低い(擁壁+コンクリートブロック)。 北東側隣接地より約2～3m低い(擁壁)。 上記の擁壁、コンクリートブロック及び法地は各隣接地内に設置されています。					
		南東側道路より約3～6m高い(擁壁約3～5.5m+法地約0.5m)。 本物件の北東部分は東側隣接地に向かって約3～4mの法地					
		・本物件には西側から東側にかけて、隣接地、道路沿いに管理用フェンスが設置されています。					
		・本物件の南側に階段が設置されています。					
		・本物件の敷地南側にU字溝が確認されました。					
・南東側擁壁は経年劣化により、複数のクラック、表面コンクリートの剥離が確認されました。これらの構造物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用について横浜市(売主)は対応いたしません。							
・本物件の北西方約120m付近に「金井谷第二公園」、南西側約100m付近に「金井谷第三公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が無い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。							
・本物件の敷地内南東側に電柱1本、支柱2本が設置されており、本物件南東側で架線が上空部分で越境しています。移設・撤去等について、横浜市(売主)は対応いたしません。							
・本物件の南西側及び北西側道路にごみ置場が設置されています。移設、撤去等に関して、横浜市(売主)は対応いたしません。							
・道路及び隣地境界部分には擁壁、フェンスが設置されています。							
・本物件の敷地内に設置されている管理用フェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。							
・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。							
本物件の売払人(連絡先)		横浜市(総務局 管財課 045-671-2264)					

案 内 図



交 通 機 関 JR根岸線「港南台」駅より 徒歩18分

現 況 図

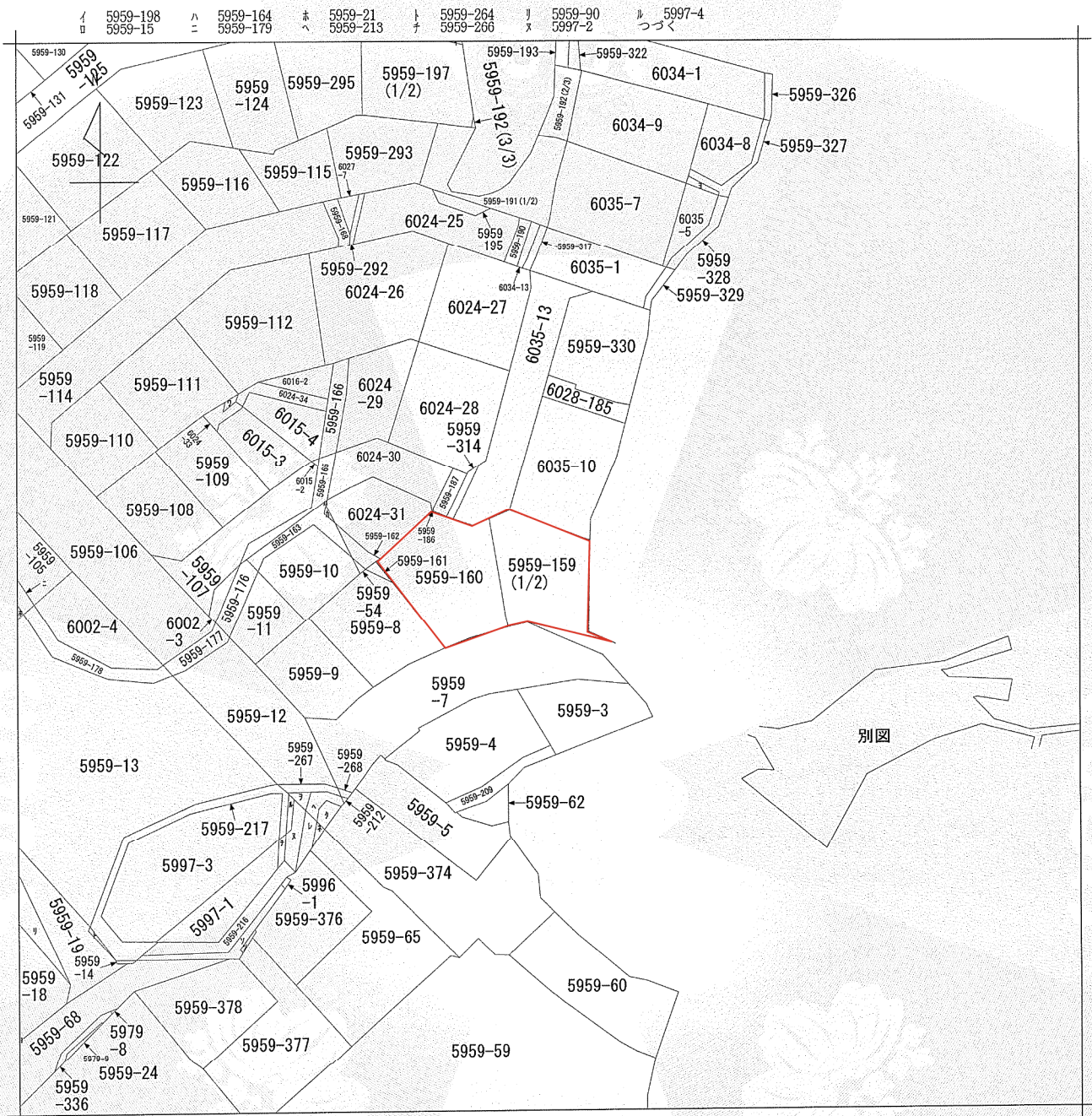


境界凡例	
市コンクリート杭	市コンクリート杭
市舗物杭	市舗物杭
御影石	御影石
民コンクリート杭	民コンクリート杭
民プレート	民プレート
民ビ	民ビ
民	民
計算点	計算点

現況凡例	
基準点	基準点
雨水マンホール	雨水マンホール
合流マンホール	合流マンホール
未分類マンホール	未分類マンホール
止水栓	止水栓
電力柱・支線	電力柱・支線
道路標識	道路標識
アスファルト舗装	アスファルト舗装
コンクリート舗装	コンクリート舗装
土・砂利	土・砂利
L型側溝及び集水樹	L型側溝及び集水樹
U型側溝及び集水樹	U型側溝及び集水樹
コンクリート擁壁(直壁)	コンクリート擁壁(直壁)
ブロック塀・ブロック擁壁	ブロック塀・ブロック擁壁
石積擁壁	石積擁壁
フェンス	フェンス
階段	階段
門	門
法面	法面
ガードパイプ	ガードパイプ
ガードレール	ガードレール
独立樹	独立樹

港南区日野九丁目5959番159外





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	横浜市港南区日野九丁目				地番	5959番159			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方方法務局栄出張所管轄)

令和7年10月24日

横浜地方方法務局

登記官

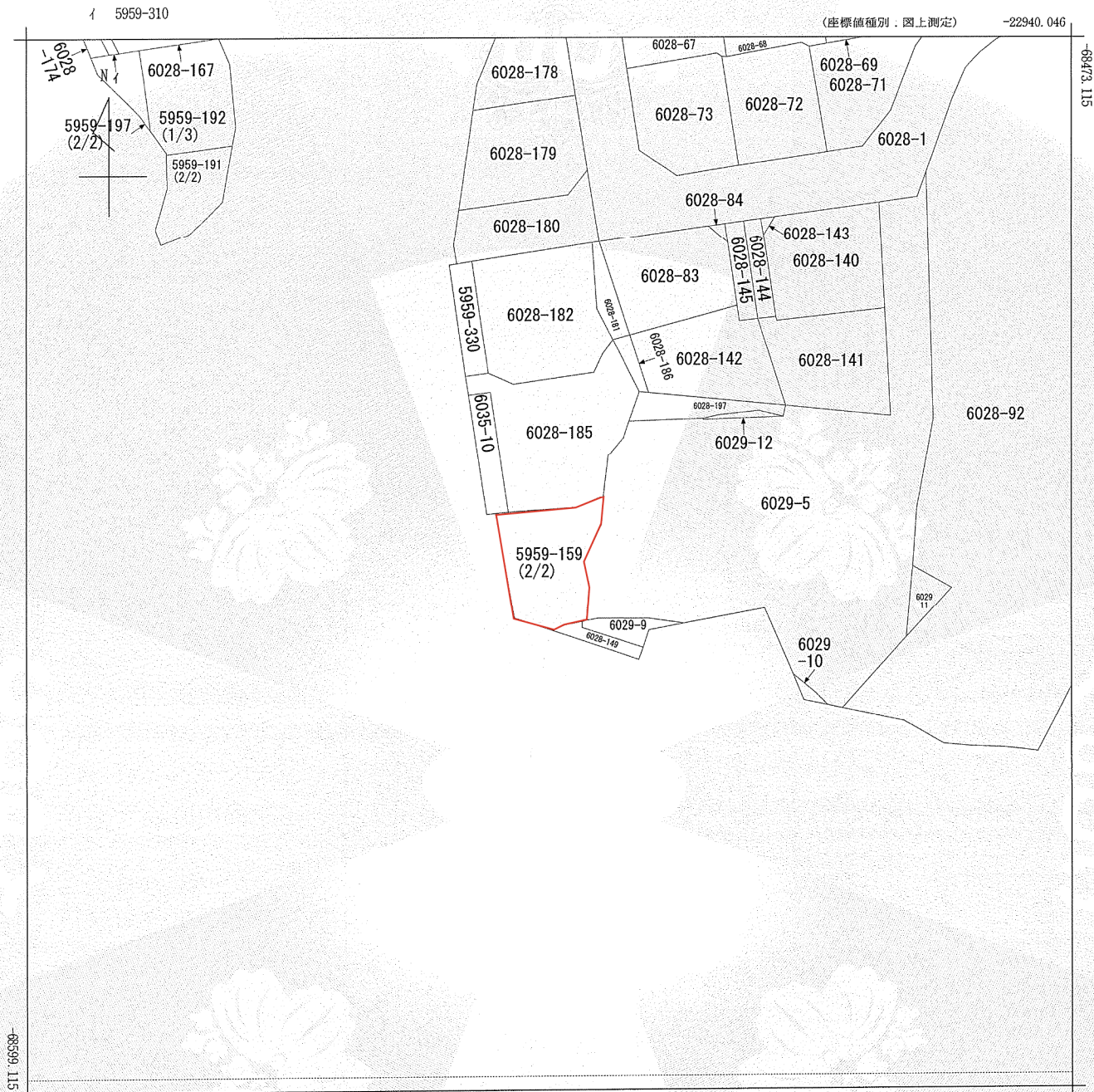
田村諭



請求番号：28-1

(1/3)

公用



(座標値種別：図上測定)
(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	横浜市港南区日野九丁目				地番	5959番159			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方務局栄出張所管轄)

令和7年10月24日

横浜地方務局

請求番号：28-1

(3/3)

登記官

田村 諭



公用

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成3年6月20日	不動産番号	0225000113743
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	横浜市港南区日野九丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
5959番159	宅地	34	96	不詳 〔昭和62年4月27日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年6月20日	
余白	余白	336	55	③5959番333、6001番3、6028番148、6029番7、6029番8、6035番2を合筆 〔令和6年11月1日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和62年7月9日 第53283号	原因 昭和62年7月9日売買 所有者 横 浜 市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年6月20日
2	合併による所有権登記	令和6年10月31日 第16451号	所有者 横 浜 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方法務局栄出張所管轄)

令和7年10月23日

横浜地方法務局

登記官

田 村 諭

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K66655 (6/10)

1/1



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成3年6月20日	不動産番号	0225000113744
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	横浜市港南区日野九丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
5959番160	宅地	61	02	不詳 〔昭和62年4月27日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年6月20日	
余白	余白	239	99	③5959番185、5959番313、6001番2、6024番8、6035番3を合筆 〔令和6年11月1日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和62年7月9日 第53283号	原因 昭和62年7月9日売買 所有者 横 浜 市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年6月20日
2	合併による所有権登記	令和6年10月31日 第16449号	所有者 横 浜 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方法務局栄出張所管轄)

令和7年10月23日

横浜地方法務局

登記官

田 村 諭

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K66655 (7/10)

1/1



登記年月日：昭和62年4月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局栄出張所管轄)
令和6年9月10日
横浜地方方法務局

登記官

小田隆弘



180347

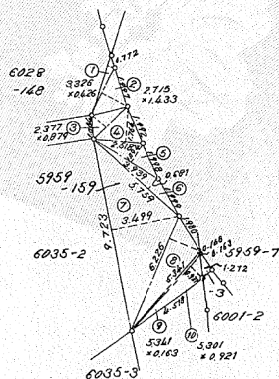
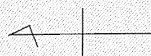
新 5959-159

土地所在図
地積測量図

D-42

地番 5959-159

土地の所在 横浜市港南区日野九丁目

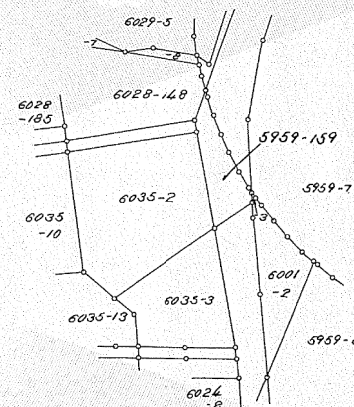


S = 1 : 250

面積計算表

5959-159

1	3.326 x 0.426 =	1.416876
2	2.715 x 1.433 =	3.890595
3	2.377 x 0.879 =	2.089383
4	2.518 x 1.764 =	4.441752
5	3.939 x 1.094 =	4.309266
6	5.759 x 0.681 =	3.921879
7	9.723 x 3.499 =	34.020777
8	6.226 x 1.621 =	10.092346
9	5.341 x 0.163 =	0.870583
10	5.301 x 0.921 =	4.882221
計		= 69.935678
1/2		= 34.9678390



S = 1 : 500

作製者

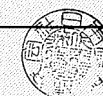
東京都港南区日野三丁目13番14号
日本信販株式会社 内
測量士 玉井靖史



(昭和61年4月22日作製)

申請人

東京都文京区本郷3丁目33番5号
日本信販株式会社
代表取締役 山田洋二



縮尺

1/250 / 1/500

公用

登記年月日：昭和62年4月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局栄出張所管轄)
令和6年9月10日 横浜地方方法務局

登記官

小田隆弘



180469

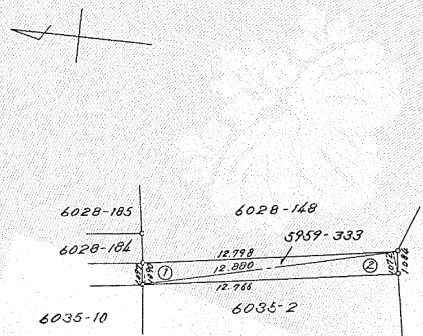
新5959-333

土地所在図
地積測量図

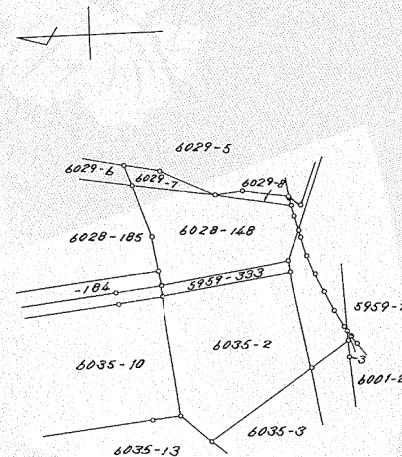
F-53

地番 5959-333

土地の所在 横浜市港南区日野九丁目



S = 1 : 250



S = 1 : 500

面積計算表

5959-333

1	12.880 x	1.090	=	14.039200
2	12.880 x	1.072	=	13.807360
				計
				= 27.846560
				1/2
				= 13.9232800

作製者 東京都港南区日野9丁目13番14号
松谷測量事務所株式会社
代表取締役 松谷 圭 井 靖 史
(昭和 61 年 4 月 27 日作製)

申請人 東京都港南区日野9丁目33番5号
日本測量株式会社
代表取締役 田 田 洋 二
縮尺 1/250 1/500

請求番号：4-10

登記年月日：昭和60年3月12日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方事務局栄出張所管轄)
令和6年9月10日
横浜地方事務局

登記官

小田隆弘



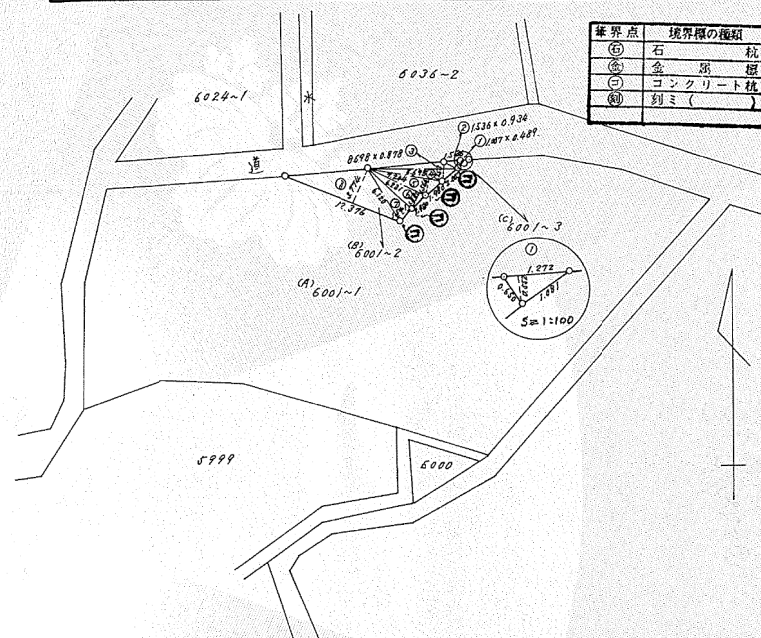
180518

前6001後6001-1-2-3新6001-2-3

地積測量図

地番 6001-1, -2, -3

土地の所在 横浜市港南区日野町字金井谷日野九丁目



境界点	境界線の種類
①	石
②	金 網
③	コンクリート杭
④	列ミ ()

面積計算表

(B) 6001-2		
1	1.007 x 0.489	= 0.492423
2	1.536 x 0.934	= 1.434624
3	0.698 x 0.878	= 0.611044
4	0.698 x 1.253	= 0.874194
5	2.264 x 1.584	= 3.586176
6	6.231 x 1.881	= 11.720511
7	6.120 x 1.541	= 9.430920
8	12.376 x 3.774	= 46.707424
計		99.665044
		1/2 49.8325220

(C) 6001-3		
1	1.272 x 0.552	= 0.702144
計		0.702144
		1/2 0.3510720

$$(A) 6001-1 = (213 - (49.8325220 + 0.3510720)) \times 1.162 = 1162.8164060$$

作製者

東京港南区日野町9丁目13番14号
株式会社 日野町工務所 内
前 玉井 靖史



(昭和60年3月1日作製)

申請人

東京港南区日野町9丁目13番14号
日本信託株式会社
横浜支店 日野九丁目



縮尺

1/500

公用

登記年月日：昭和60年3月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局栄出張所管轄)
令和6年9月10日
横浜地方方法務局

登記官

小田隆弘



180615

面積計算表

(B) 6028-148				
1	8.230	x	5.000	= 41.150000
2	16.884	x	2.719	= 38.294296
3	14.116	x	1.281	= 18.082596
4	16.324	x	1.197	= 17.088532
5	16.324	x	3.098	= 46.375752
6	12.475	x	4.415	= 59.492125
計				218.483401
				(cm ²)
1/2				109.2417005

(C) 6028-149				
1	1.289	x	0.836	= 1.077604
2	2.327	x	0.469	= 1.091363
3	12.577	x	0.308	= 3.873716
4	12.577	x	0.728	= 9.165056
計				15.198739
				(cm ²)
1/2				7.5993695

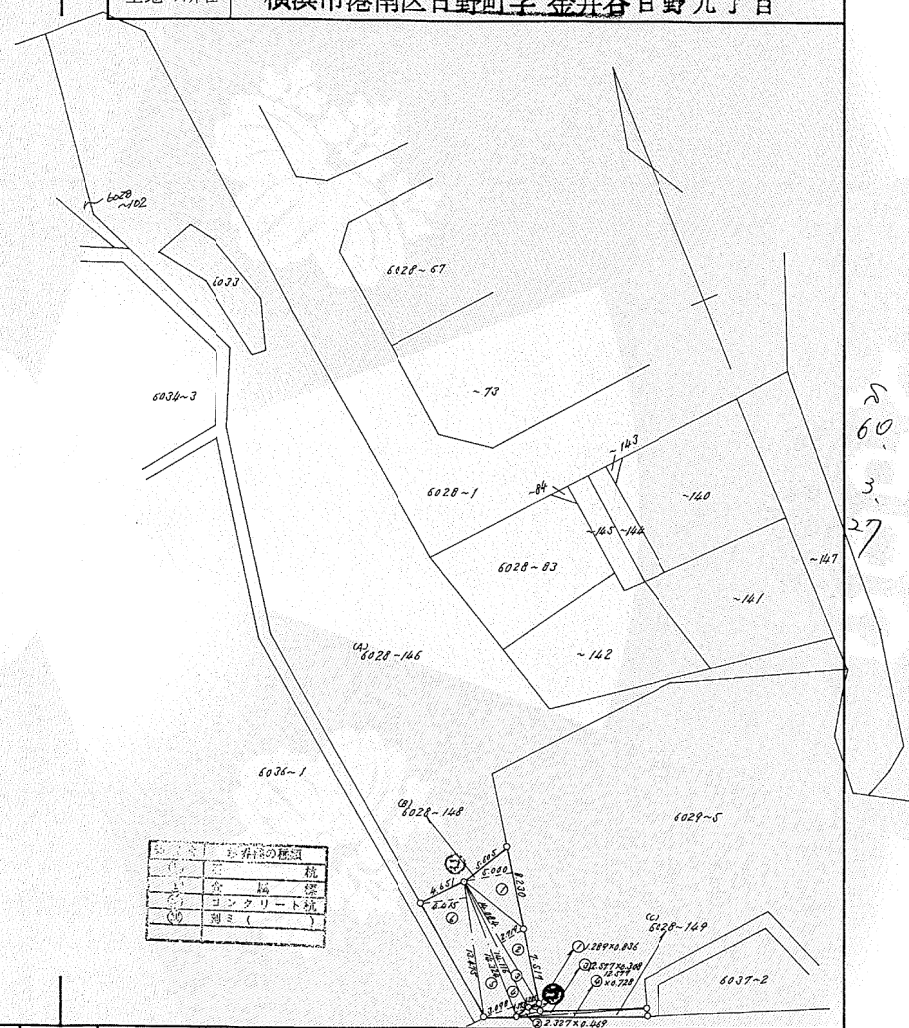
(A) 6028-146				
(cm ²)				
1383.1333 - (114.82107) = 1268.31223				

新 6028-148-149 282
6028-146 後 6028-146-148-149

地 番 ~~146~~
6028-148, ~149

地積測量図

土地の所在 横浜市港南区日野町字金井谷日野九丁目



測量の概要	
1	測量
2	測量
3	測量
4	測量
5	測量
6	測量

作 製 者

東京都港南区日野町3丁目13番14号

株式会社 玉井 瑞史



(昭和 60 年 3 月 18 日作製)

申 請 人

東京都港南区日野町3丁目13番14号

日本信託株式会社

代表取締役 山田 洋三



縮 尺

1 / 500

公用

登記年月日：昭和60年3月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局発出票所管轄)
令和6年9月10日
横浜地方方法務局

登記官

小田隆弘



180646



面積計算表

(B) 6029~6

1	5.010	x	2.319	=	11.618190
2	6.620	x	1.565	=	10.360300
3	1.287	x	1.823	=	13.284201
計					35.262691
1/2					17.6313455

(F) 6029~10

1	3.111	x	0.631	=	1.963041
2	1.993	x	1.341	=	2.672613
3	2.799	x	0.974	=	2.726226
計					7.361880
1/2					3.6809400

(C) 6029~7

1	3.591	x	1.766	=	6.341706
2	8.230	x	1.613	=	13.274990
計					19.616696
1/2					9.8083480

(A) 6029~5

971 = (B) + (C) + (D) + (E) + (F)				
971 = (73.0605665)				
= 897.9394535				

(D) 6029~8

1	7.240	x	0.521	=	3.778820
2	7.517	x	0.543	=	4.081180
計					7.859999
1/2					3.9299995

(E) 6029~9

1	1.216	x	0.396	=	0.481536
2	10.096	x	0.067	=	0.676512
3	9.961	x	0.544	=	5.418784
4	8.064	x	0.542	=	4.370688
5	6.167	x	0.611	=	3.768037
6	4.314	x	0.771	=	3.326094
7	2.593	x	1.181	=	3.061519
8	2.772	x	1.286	=	3.565092
9	4.067	x	0.797	=	3.241599
10	4.395	x	0.154	=	0.676830
11	10.715	x	1.014	=	10.865010
12	16.715	x	3.477	=	58.127485
計					95.991226
1/2					47.9956130

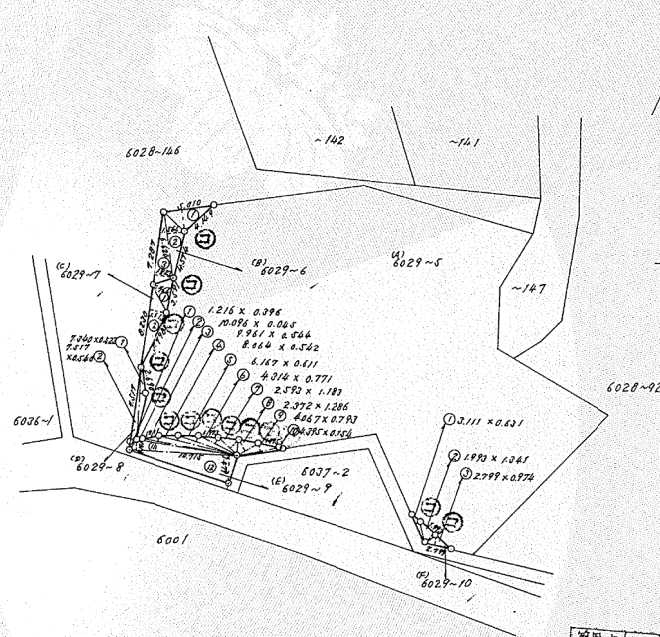
寄.6029-5 寄.6029-5-10 寄.6029-5-7-8-9-10

地 番 -5-7-8-9-10
6029~5 ~10



地 積 測 量 図

土地の所在 横浜市港南区日野町字 金井谷 日野九丁目



基準点	座標値
(1)	座標値
(2)	座標値
(3)	座標値
(4)	座標値

作 製 者 東京都港区西麻布3丁目13番14号
株式会社 玉井 靖 彦
(昭和 60 年 3 月 23 日作製)

申 請 人 荒 井 博 (禁)

縮 尺 1/500

公用

登記年月日：昭和60年3月12日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局栄出張所管轄)
令和6年9月10日
横浜地方方法務局

登記官

小田隆弘



180652

前. 6035 後新 6035-1-2-3

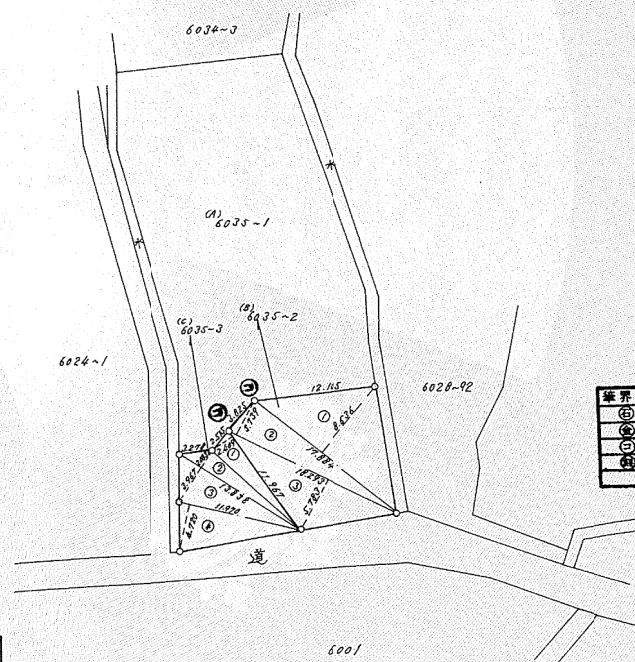
地 番	地 積 測 量 図
6035-1, -2, -3	日野九丁目
土地の所在	横浜市長南区日野町字金井谷

面積計算表

(B) 6035-2	
1	$17.884 \times 8.636 = 154.446224$
2	$18.292 \times 3.739 = 68.397527$
3	$18.293 \times 5.783 = 105.788419$
計	328.632170
1/2	164.3160850

(C) 6035-3	
1	$11.967 \times 2.409 = 28.828503$
2	$18.838 \times 2.080 = 39.184040$
3	$17.838 \times 2.967 = 52.895346$
4	$11.970 \times 4.720 = 56.498400$
計	169.046800
1/2	84.523400

(A) 6035-1	
1	$12.21 - (48.316850 + 84.523400) = 972.1605135$



境界点	境界線の種類
①	石 枕
②	金 風 櫃
③	コンクリート杭
④	封ミ ()

作 製 者	東京都港区西麻布3丁目13番14号 株式会社 日本信販株式会社 代表取締役 玉井 靖史	(昭和 60 年 3 月 1 日作製)	申 請 人	東京都文京区本郷3丁目33番5号 日本信販株式会社 代表取締役 山田 洋二	縮 尺	1 / 500
-------	---	---------------------	-------	---	-----	---------

登記年月日：昭和62年4月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局栄出張所管轄)
令和6年9月10日
横浜地方方法務局

登記官

小田隆弘



180348

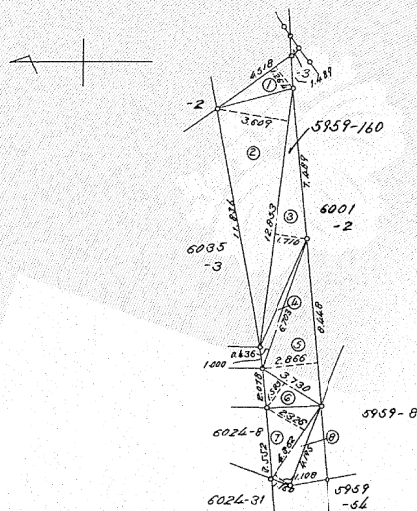
新・後新5959-160

土地所在図
地積測量図

D-43

地番 5959-160

土地の所在 横浜市港南区日野九丁目

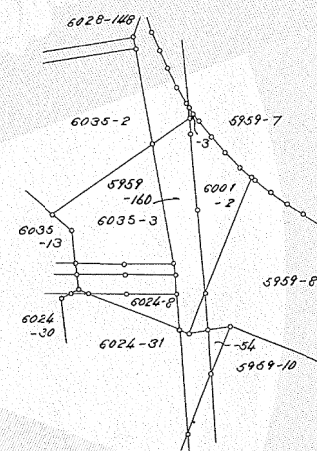


S = 1 : 250

面積計算表

5959-160

1	4.518 x 1.264 =	5.710752
2	12.853 x 3.609 =	46.386477
3	12.853 x 1.710 =	21.978630
4	6.703 x 0.436 =	2.922508
5	8.448 x 2.866 =	24.211968
6	3.730 x 1.583 =	5.904590
7	4.352 x 2.326 =	10.122752
8	4.352 x 1.108 =	4.822016
計		= 122.059693
1/2		= 61.0298465



S = 1 : 500

52.8.27

作製者

東京都港南区西麻布3丁目13番14号
株式会社内
地積測量
調査士 玉井靖史



(昭和62年4月27日作製)

申請人

東京都文京区本郷3丁目33番5号
日本信販株式会社
代表取締役 山田洋二



縮尺

1/250 1/500

公用

登記年月日：昭和62年4月27日

180368

新5959-185

土地所在図
地積測量図

D-44

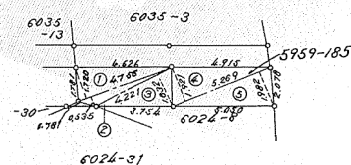
地番 5959-185

土地の所在 横浜市港南区日野九丁目

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局栄出表所管轄)
令和6年9月10日
横浜地方方法務局

登記官

小田隆弘

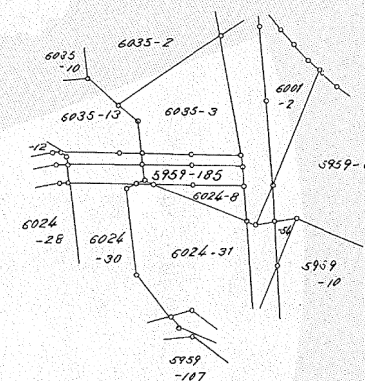
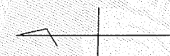


S = 1 : 250

面積計算表

5959-185

1	4.756 x 1.720	=	8.180320
2	4.756 x 0.535	=	2.544460
3	4.221 x 1.832	=	7.732872
4	5.269 x 1.921	=	10.121749
5	5.269 x 1.982	=	10.443158
計		=	39.022559
1/2		=	19.5112795



S = 1 : 500

作製者

東京港南区西麻布3丁目13番14号
堀谷調査工事株式会社 内
土地家屋
調査主 玉井靖史



(昭和61年4月23日作製)

申請人

東京都文京区本郷3丁目33番5号
日本信販株式会社
代表取締役 山田 洋二



縮尺

1/250 1/500

公用

登記年月日：昭和62年4月27日

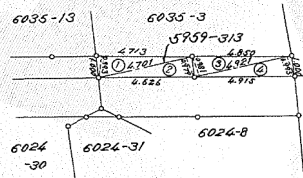
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局栄出張所管轄)
令和6年9月30日
横浜地方方法務局

登記官

小田隆弘



180459



S = 1:250

面積計算表

5959 - 313

1	4.713 x 0.993	=	4.680009
2	4.701 x 0.979	=	4.602279
3	4.921 x 0.981	=	4.827501
4	4.921 x 0.995	=	4.896395
計		=	19.006184
1/2		=	9.5030920

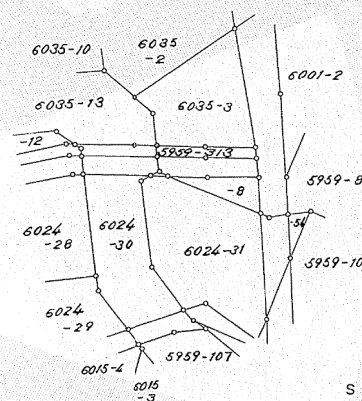
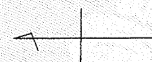
新 5959-313

土地所在図
地積測量図

1-27

地番 5959-313

土地の所在 横浜市港南区日野九丁目



S = 1:500

S
62
4
27

作製者

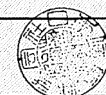
東京都港南区日野九丁目13番14号
株式会社
青野 玉井 靖史



(昭和61年4月23日作製)

申請人

東京都港南区日野九丁目13番5号
本信建設株式会社
代表取締役 山田 洋二



縮尺

1/250 1/500

公用

登記年月日：昭和60年3月12日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方事務局栄出張所管轄)
令和6年9月10日
横浜地方事務局

登記官

小田隆弘



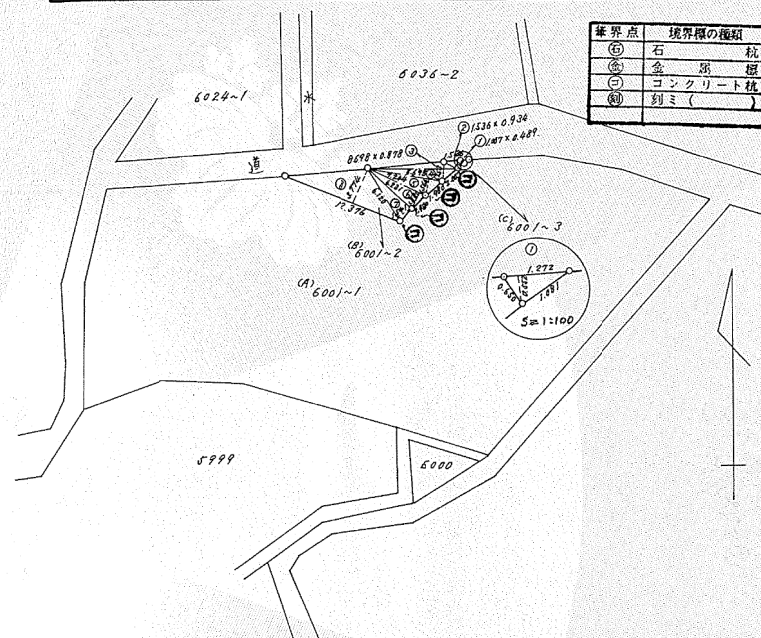
180518

前6001後6001-1-2-3 新6001-2-3

地積測量図

地番 6001-1, -2, -3

土地の所在 横浜市港南区日野町字金井谷日野九丁目



境界点	境界線の種類
①	石
②	金 網
③	コンクリート杭
④	列ミ ()

面積計算表			
(B) 6001-2			
1	1.007	x	0.489 = 0.492423
2	1.536	x	0.934 = 1.434624
3	8.698	x	0.878 = 7.636844
4	8.698	x	1.253 = 10.898594
5	7.264	x	1.584 = 11.344104
6	6.231	x	1.881 = 11.720511
7	6.120	x	1.541 = 9.430920
8	12.376	x	3.774 = 46.707024
計		79.665044 (㎡)	
		1/2 49.8325220	

(C) 6001-3			
1	1.272	x	0.552 = 0.702144
計		0.702144 (㎡)	
1/2		0.3510720	

$$(A) 6001-1 = (213 - (49.8325220 + 0.3510720)) = 112.8164060$$

作製者 東京港南区日野町9丁目13番14号
株式会社 敬安堂 内
前営業 玉井 靖史
(昭和60年3月1日作製)

申請人 日本信託株式会社
横浜支店 二階



縮尺 1/500

公用

登記年月日：昭和60年3月27日

180523

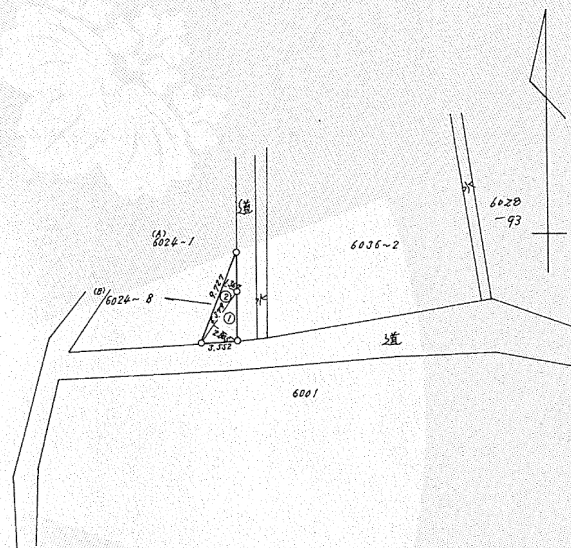
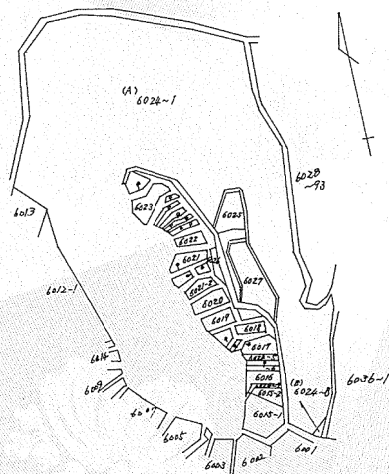
前.6024-1 後6024-1-2 新6024-8 2.88

地 番 6024-8 地 積 測 量 図

土地の所在 横浜市港南区白野町字金井谷日野九丁目

全 図

S = 1:2,000



面積計算表

(A) 6024-8	
1	$6.379 \times 2.805 = 17.89095$
2	$9.727 \times 1.267 = 12.296809$
計 31.189904	
$\frac{1}{2}$ 15.5949520	

(A) 6024-1 = $\frac{999.74}{1000} \times 15.5949520$
= 15.5949520

作 製 者

東京都市計画局
地籍課
古田 玉井 靖 史

(昭和 60 年 3 月 16 日作製)

申 請 人

東京都大田区
日本橋区
代官役



縮 尺

1/500

2
60
3
27

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局突出張所管轄)
令和 6 年 9 月 10 日
横浜地方方法務局

登記官

小田 隆 弘



請求番号：3-1

公用

登記年月日：昭和60年3月12日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局栄出張所管轄)
令和6年9月10日
横浜地方方法務局

登記官

小田隆弘



180652

前. 6035 後新 6035-1-2-3

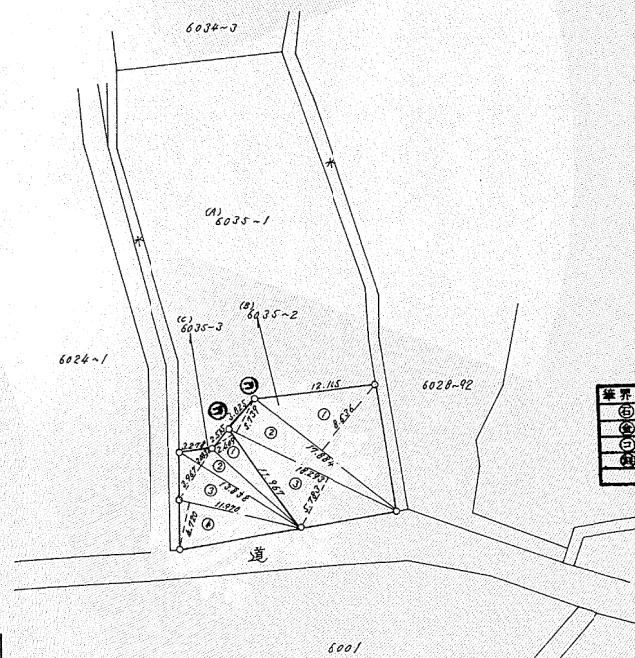
地 番	地 積 測 量 図
6035-1, -2, -3	日野九丁目
土地の所在	横浜市長南区日野町字金井谷

面積計算表

(B) 6035-2	
1	17.884 × 8.636 = 154.446224
2	18.292 × 3.739 = 68.397527
3	18.293 × 5.783 = 105.788419
計	328.632170
1/2	164.3160850

(C) 6035-3	
1	11.967 × 2.409 = 28.828503
2	18.838 × 2.080 = 39.184040
3	17.838 × 2.967 = 52.895346
4	11.970 × 4.720 = 56.498400
計	169.046800
1/2	84.5234000

(A) 6035-1	
1221 - (88.316850 + 84.523400)	
972.1605135	



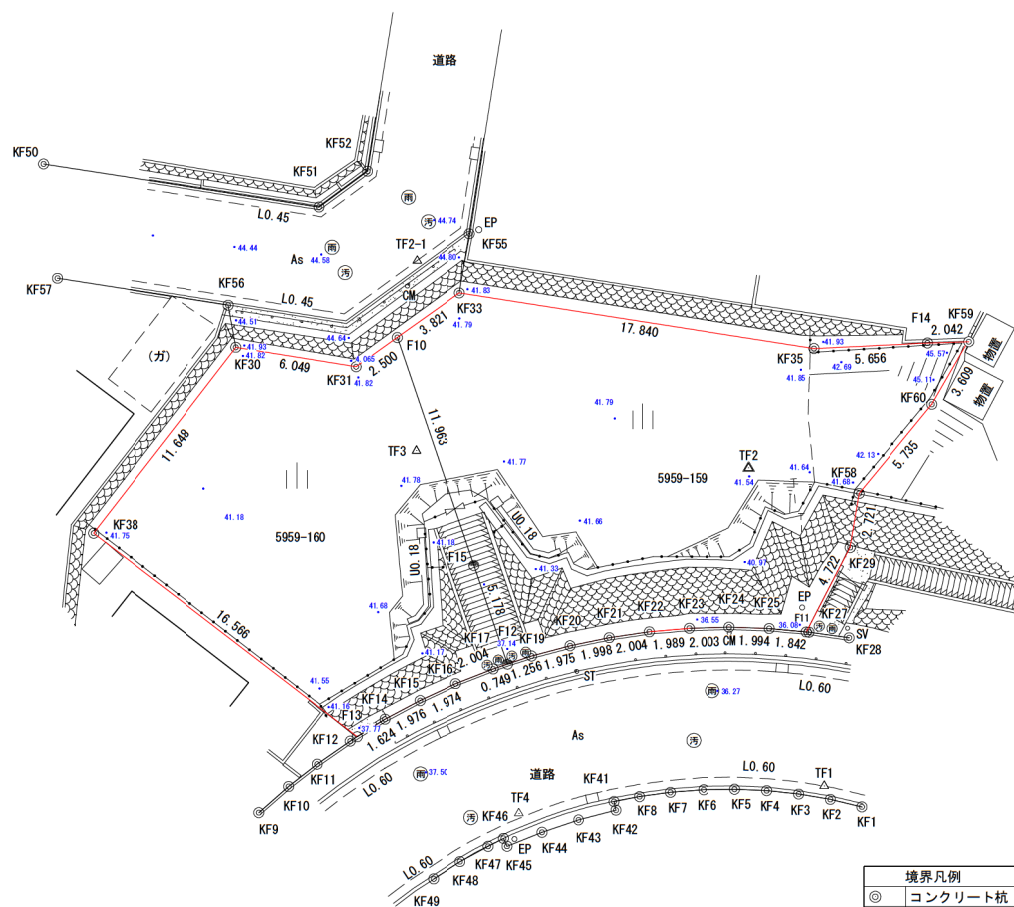
境界点	境界線の種類
①	石 枕
②	金 風 櫃
③	コンクリート杭
④	封ミ ()

作 製 者	東京都港区西麻布3丁目13番14号 株式会社 日本信販株式会社内 専任 玉井 靖史
(昭和 60 年 3 月 1 日作製)	

申 請 人	東京都文京区本郷3丁目33番5号 日本信販株式会社 代表取締役 山田 洋二
縮 尺	1 / 500

凡例

△	基準点
◎市石	境界点
□	家屋
—	ブロック塀
—	フェンス
—	ガードレール
—	支線
	草地・荒地
—	コンクリート擁壁
—	石積擁壁
—	法面
—	門扉
—	階段
(ガ)	ガレージ
汚	汚水マンホール
雨	雨水マンホール
○ SV	仕切弁
○ CM	カーブミラー
— U0.24	U型側溝
— L0.50	L型側溝・雨水枡
○ ST	外灯
○ EP	電柱
(ガ)	ガレージ
As	アスファルト舗装
Co	コンクリート舗装
g	土・砂利敷舗装
タキ	タキ
—	手摺り



境界凡例
◎ コンクリート杭
◎ 鉄 鍍物杭
◎ プレート
◎ 金属板
◎ 木杭 (計算点・固上点)

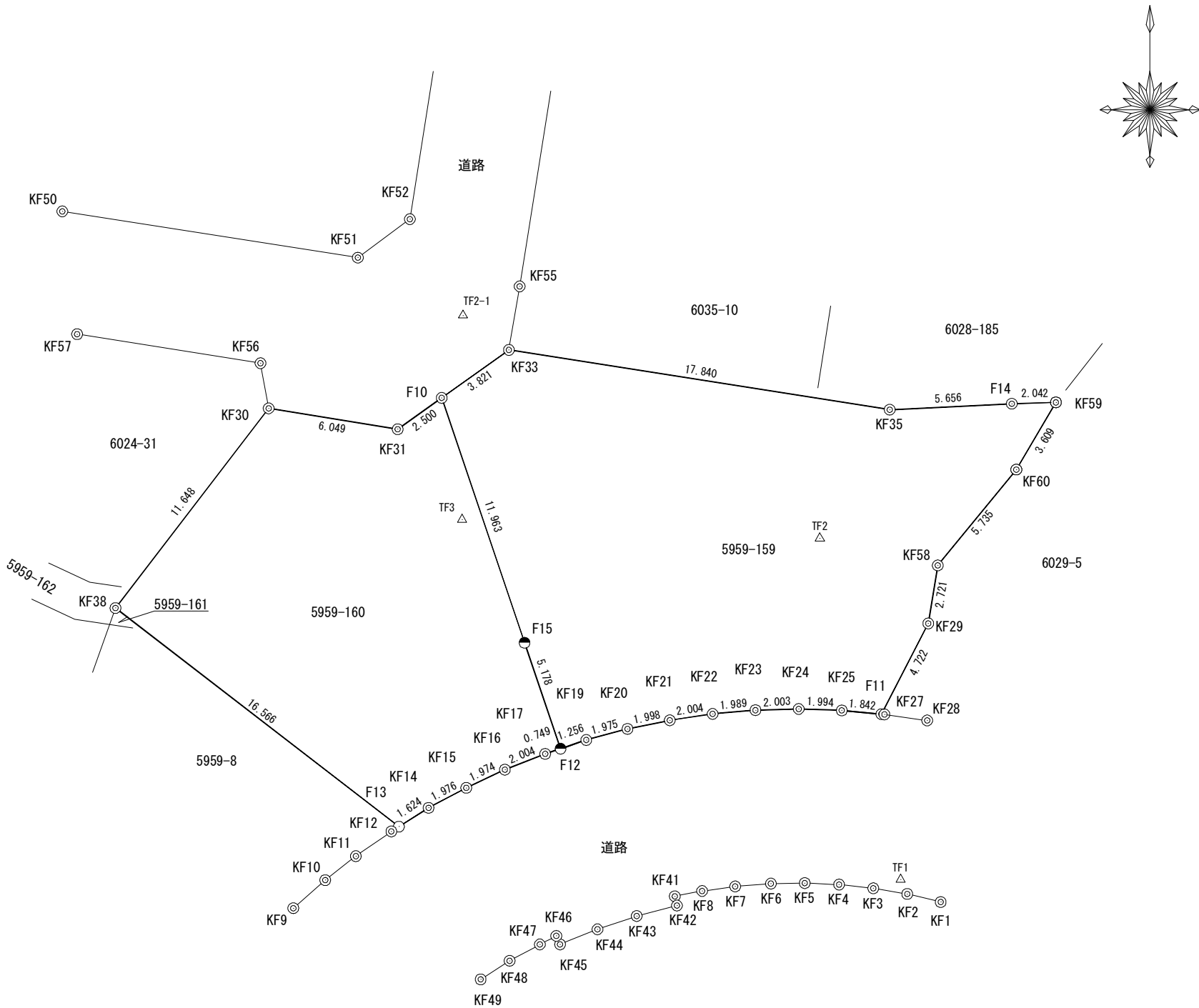
件 名			
所 在	港南区日野九丁目5959番159・5959番160		
図 面 名	現況平面図		
物件番号	物件No5	縮 尺	1/250
作成年月日	令和8年6月8日		
計画機関	横浜市財政局 ファシリティマネジメント推進課		
作業機関			

求積表

地 番	5959-159			
N0	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
F10	522.286	478.757	-0.726	-379.179636
KF33	524.505	481.868	20.736	10876.135680
KF35	521.739	499.493	23.275	12143.475225
F14	522.015	505.143	7.692	4015.339380
KF59	522.078	507.185	0.211	110.158458
KF60	518.967	505.354	-5.468	-2837.711556
KF58	514.532	501.717	-4.076	-2097.232432
KF29	511.846	501.278	-2.607	-1334.382522
F11	507.650	499.110	-4.003	-2032.122950
KF25	507.821	497.275	-3.828	-1943.938788
KF24	507.888	495.282	-3.996	-2029.520448
KF23	507.833	493.279	-3.985	-2023.714505
KF22	507.659	491.297	-3.965	-2012.867935
KF21	507.366	489.314	-3.941	-1999.529406
KF20	506.965	487.356	-3.866	-1959.926690
KF19	506.453	485.448	-3.098	-1568.991394
F12	506.050	484.258	-2.854	-1444.266700
F15	510.954	482.594	-5.501	-2810.757954
			合 計	670.965827
			合 計 面 積	335.4829135
			地 積	335.48㎡

地 番	5959-160			
N0	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
KF38	512.560	463.658	-6.028	-3089.711680
KF30	521.801	470.749	13.063	6816.286463
KF31	520.834	476.721	8.008	4170.838672
F10	522.286	478.757	5.873	3067.385678
F15	510.954	482.594	5.501	2810.757954
F12	506.050	484.258	0.954	482.771700
KF17	505.810	483.548	-2.576	-1302.966560
KF16	505.079	481.682	-3.652	-1844.548508
KF15	504.238	479.896	-3.532	-1780.968616
KF14	503.312	478.150	-3.119	-1569.830128
F13	502.443	476.777	-14.492	-7281.403956
			合 計	478.611019
			合 計 面 積	239.3055095
			地 積	239.30㎡

境 界 凡 例	
◎	コンクリート杭
◎ 鋳	鋳 物 杭
◎	ブ レ ー ト
●	金 属 鈎
○	木杭（計算点・図上点）



件 名			
所 在	港南区日野九丁目5959番159・5959番160		
図 面 名	用 地 実 測 図		
物件番号	物件No5	縮 尺	1/250
作成年月日	令和 7 年 12 月 19 日		
計画機関	横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課		
作業機関			

売買物件における水防法に基づく水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報（売買物件一覧）

物件番号2882 ～ 2885

物件番号2882 （南区别所二丁目）	地域防災拠点：南が丘中学校 （近隣）桜岡小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴 （大雨による浸水被害）	・平成4年、平成6年 大雨による浸水被害 累計2回		

物件番号2883 （南区别所五丁目）	地域防災拠点：別所小学校 （近隣）南ヶ丘中学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴 （大雨による浸水被害）	・内水 $0.02\text{m} \leq \text{浸水深 (m)} < 0.2\text{m}$ ・平成4年、平成5、平成10年 大雨による浸水被害 累計3回		

物件番号2884 （港南区日野九丁目）	地域防災拠点：日野小学校 （近隣）日野南中学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴 （大雨による浸水被害）	・平成16年 大雨による浸水被害 累計1回		

物件番号2885 （港南区日野九丁目）	地域防災拠点：日野小学校 （近隣）日野南中学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴 （大雨による浸水被害）	・平成16年 大雨による浸水被害 累計1回		

備考：

・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和8年4月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市防災・危機管理統括本部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

	地域防災拠点		地域防災拠点区 割		広域避難場 所
	公園		災害用井戸協力 の家		公衆トイレ
	災害用ハマツ コトイレ		緊急輸送路		消防団器具 置き場
	防火水槽		帰宅困難者一時 滞在施設		鉄道
	避難に適する道路 大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね幅12m 以上）				
	避難に適さない道路 避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4 m程度）				

横浜市総務局
2026/7/1 8:55:40



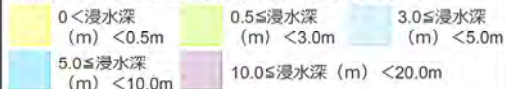


わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）



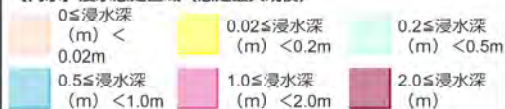
（凡例）

【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）



浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

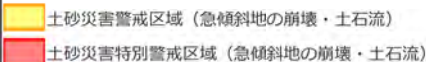
【内水】浸水想定区域（想定最大規模）



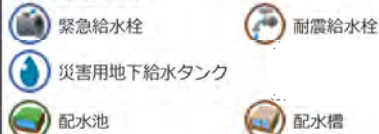
【高潮】浸水想定区域



土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



緊急時給水マップ



その他



下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和8年4月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局
2026/7/1 8:57:40

所在地	横浜市港南区日野九丁目5959番159 外1筆	物件番号2884
-----	-------------------------	----------

参考写真 最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。



参考写真 最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。

